

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和7年 7月 3日

「夏の交通事故防止運動」が7月15日からスタート

(同時発表: 県警記者クラブ)

埼玉県では、7月15日から7月24日までの10日間「夏の交通事故防止運動」を県内全域で実施します。

今年の本運動の運動重点は「自転車乗車時のヘルメット着用促進と交通ルールの遵守」「こどもと高齢者の交通事故防止」「飲酒運転の根絶」です。

県内の交通事故死者数は、6月30日現在56人で、前年と比べ12人増加しています。年齢層別で見ると、高齢者の死者数が31人で全体の半数以上と、非常に高い割合を占めています。

また、夏休みを迎え、外出の機会や屋外でのイベントが多くなることから、児童・生徒の交通事故や飲酒運転が増えることが懸念され、それらを防止することが大きな課題です。

悲惨な交通事故を1件でも減らしていくためには、県民の皆さん一人ひとりが交通安全について考え、安全な行動をとっていただくことが必要です。

人も車も自転車も、交通ルールを守り、お互いに思いやりを持って交通事故をなくしましょう。

1 実施期間

令和7年7月15日(火)から7月24日(木)までの10日間

2 運動重点

- ① 自転車乗車時のヘルメット着用促進と交通ルールの遵守
- ② こどもと高齢者の交通事故防止
- ③ 飲酒運転の根絶

3 統一行動日

7月18日(金) 飲酒運転根絶の日

7月20日(日) 交通事故死ゼロを目指す日・自転車の交通事故防止の日

※ 統一行動日とは、関係機関・団体が連携を図り、一斉に交通事故防止の啓発に努める日のことです。